周南市営住宅条例及び周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例制定について

周南市営住宅条例及び周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月24日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市営住宅条例及び周南市営改良住宅条例の一部を改正する条例 (周南市営住宅条例の一部改正)

第1条 周南市営住宅条例(平成15年周南市条例第217号)の一部を次のように改正する。

別表第1三田川 "の項及び宮の下 "の項を削る。

(周南市営改良住宅条例の一部改正)

第2条 周南市営改良住宅条例(平成15年周南市条例第218号)の一部を次のように 改正する。

別表大河内住宅の項を削り、同表川崎住宅(1棟、2棟)の項中「〃 川崎二丁目4番」を「周南市川崎二丁目4番」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

周南市営住宅条例新旧対照表 (第1条の改正)

現行		改正案		
別表第1 (第3条関係)		別表第1 (第3条関係)		
住宅名	位 置	住宅名	位 置	
(略)		(略)		
西松の前 ″	〃 大字徳山5613番地の1	西松の前 "	" 大字徳山5613番地の1	
三田川 "	" 大字徳山5811番地の5、5811番地の6、5811番地の7	乗兼 "(略)	// 大字徳山5867番地	
乗兼 "	〃 大字徳山5867番地	柏屋 "	ッ 大字鹿野上3394番地の1	
(略)		田尻 "	" 大字鹿野上2695番地	
柏屋 "	〃 大字鹿野上3394番地の1	(略)		
宮の下 〃	n 大字鹿野上2891番地			
田尻 ″	n 大字鹿野上2695番地			
(略)				

周南市営改良住宅条例新旧対照表 (第2条の改正)

現行		改正案		
別表 (第3条関係)		別表 (第3条関係)		
住宅名	位置	住宅名	位置	
大河内住宅	周南市大字徳山695番地の1	川崎住宅(1棟、	周南市川崎二丁目4番、川崎三丁目19番	
川崎住宅(1棟、2棟)	<u>" 川崎二丁目4番</u> 、川崎三丁目19番	(略)		
(略)				